

冬季のガソリン、灯油の取扱いに注意しよう

これから冬場の乾燥した季節を迎えるにあたり、ガソリンスタンドでは静電気による火災の発生が危惧されます。また、暖房機器の燃料として灯油を取り扱う機会も多くなりますのでガソリンや灯油の危険性を理解し、安全な取扱方法を再確認しましょう。

●ガソリンなどの危険物を取り扱う際には静電気に注意しましょう

空気が乾燥する時期は、静電気が発生しやすくなります。液体の危険物の中でもガソリンのように揮発性の高いものは、静電気の小さい火花でも引火してしまいます。

身近なところで、ガソリンを使い、静電気に注意が必要なのはガソリンスタンドです。特に利用者自身が給油を行うセルフ方式の給油取扱所（以下「セルフスタンド」という。）では、静電気に注意して安全な給油を行いましょう。



●セルフスタンドを安全に利用するために

セルフスタンドでは、給油が安全に行われるようにいろいろな安全装置付きの機器が設けられるとともに、危険物取扱者の資格を持った従業員が給油を見守っています。

セルフスタンドを利用するドライバーの皆さんも、次の **その1** から **その7** に十分注意して安全な給油作業に心がけましょう。

給油方法がよくわからなかったり、不安を感じたりしたときは、近くの従業員や給油設備にあるインターホンを利用して、正しい給油方法の説明を受けてから給油しましょう。

その1

エンジンOFF！

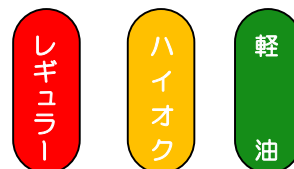
白線などで示された場所に停止し、必ずエンジンを停止しましょう。



その2

燃料の確認！

自動車は、ガソリンを燃料とするものと、軽油を燃料とするものがあります。給油する自動車に適した燃料であることを確認しましょう。



その3

静電気除去シートにタッチ！

私たちの体には静電気が帯電しています。この静電気の火花が原因で、給油口から出てくるガソリン蒸気に引火する事故が発生するおそれがあります。給油キャップを開ける前に、素手で静電気除去シートや車の金属部分に触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。



その4

正しい操作で給油を！

給油ノズルは、給油口の奥まで差し込み、レバーをしっかりと握って給油を行います。

その5

注ぎ足し給油をしないで！

自動車等の燃料タンクが満タンになると、オートストップが作動し給油は自動的に停止します。オートストップ作動後の注ぎ足し給油は、燃料が給油口の外に吹きこぼれることがありますので、やめましょう。



その6

給油キャップの置き忘れ注意！

給油キャップを置き忘れたまま走行すると、給油口から燃料やその蒸気が漏れるおそれがあり危険です。給油が終わったら給油キャップの置き忘れに注意しましょう。

その7

利用者自らガソリン携行缶には入れられません！

セルフスタンドでは、利用者自らがガソリン携行缶にガソリンを入れる行為は禁止されています。容器に入れる際には、従業員に依頼してください。(安全上の理由から容器への給油は行わないスタンドもあります。)

利用者の皆さんへ

当庁管内では、運転操作を誤ったことによるガソリンスタンド内での交通事故が多発しています。給油設備はガソリン等を取り扱っており、設備が破損してしまうとガソリン等が流れ出し大変危険です。

ガソリンスタンド内では従業員の指示に従い、安全運転を心がけてください。

セルフスタンドの事業者の方々へ

- セルフスタンドの危険物取扱者は、顧客に適切な給油方法を指導するとともに、顧客の給油等を適切に監視し、制御し、必要な指示をしましょう。
- 不適切な給油行為により給油中のガソリンがあふれる事故が発生しています。顧客に対してこれらの事故事例を引用しながら注意喚起しましょう。
- 空気が乾燥する時期だけでなく、ノズルの導通や静電気除去シートの機能を確認し、人体等に静電気が帯電しにくい環境をつくりましょう。
- 震災時等の緊急措置対応及び事故発生時の応急措置対応について、教育・訓練をしましょう。

●灯油を石油ストーブに入れる時は、ストーブを消しましょう

使用中の石油ストーブにポンプで灯油を入れたため、灯油がこぼれ火災に至った事例や、カートリッジ式の石油ストーブでも、カートリッジのキャップがゆるんでいたため、外れて中の灯油がこぼれ、火災になった事例があります。

灯油を石油ストーブへ入れる時は、**必ずストーブを消してから行ってください。**





カートリッジタンクから
灯油がこぼれた状況



石油ストーブの火が
灯油に引火した状況

灯油の保管に関するご注意

- 1 灯油は、古くなると熱や光により酸化してしまい、機器等において不完全燃焼や配管の詰まりを引き起こす原因にもなります。昨年購入した灯油は、なるべく使わないようにしましょう。
- 2 保管容器の蓋をきちんと閉めずに保管すると、ゴミなどの不純物が混入し、使用する機器を損傷させてしまいます。また、転倒した場合には灯油が漏れて大変危険です。保管容器の蓋は必ず閉めましょう。
- 3 灯油を保管する時、数量に応じて消防法や東京都の火災予防条例に基づく許可や届出が必要になります。（下表参照）

また、下表に満たない数量の灯油を保管する場合であっても、他の危険物と一緒に同じ場所で保管する場合は届出等が必要な場合がありますので、事前に最寄りの消防署へ相談してください。

• 届出が必要な灯油の数量 ⇒ 200L以上1,000L未満

• 許可が必要な灯油の数量 ⇒ 1,000L以上
